

再処理施設の設工認申請等 の対応状況について

令和2年8月26日



日本原燃株式会社

1. はじめに

「日本原燃株式会社再処理施設に係る設計及び工事の計画の認可の審査、使用前事業者検査の確認等の進め方について」(原子力規制庁文書 令和2年6月24日)において、初回の設工認申請において当社が提示すべき主要な事項に対する当社の対応状況を説明する。

2. 設工認申請対象施設の明確化について



3. 進め方の基本事項 【6月29日 審査会合資料(抜粋)】

(1) 初回の設工認申請において日本原燃が提示すべき主要な事項

- 設工認申請対象施設を明確化すること。その際、事業変更許可申請内容及び技術基準との関連付け※¹、また、既認可事項と新規申請事項との区別※² をすること。

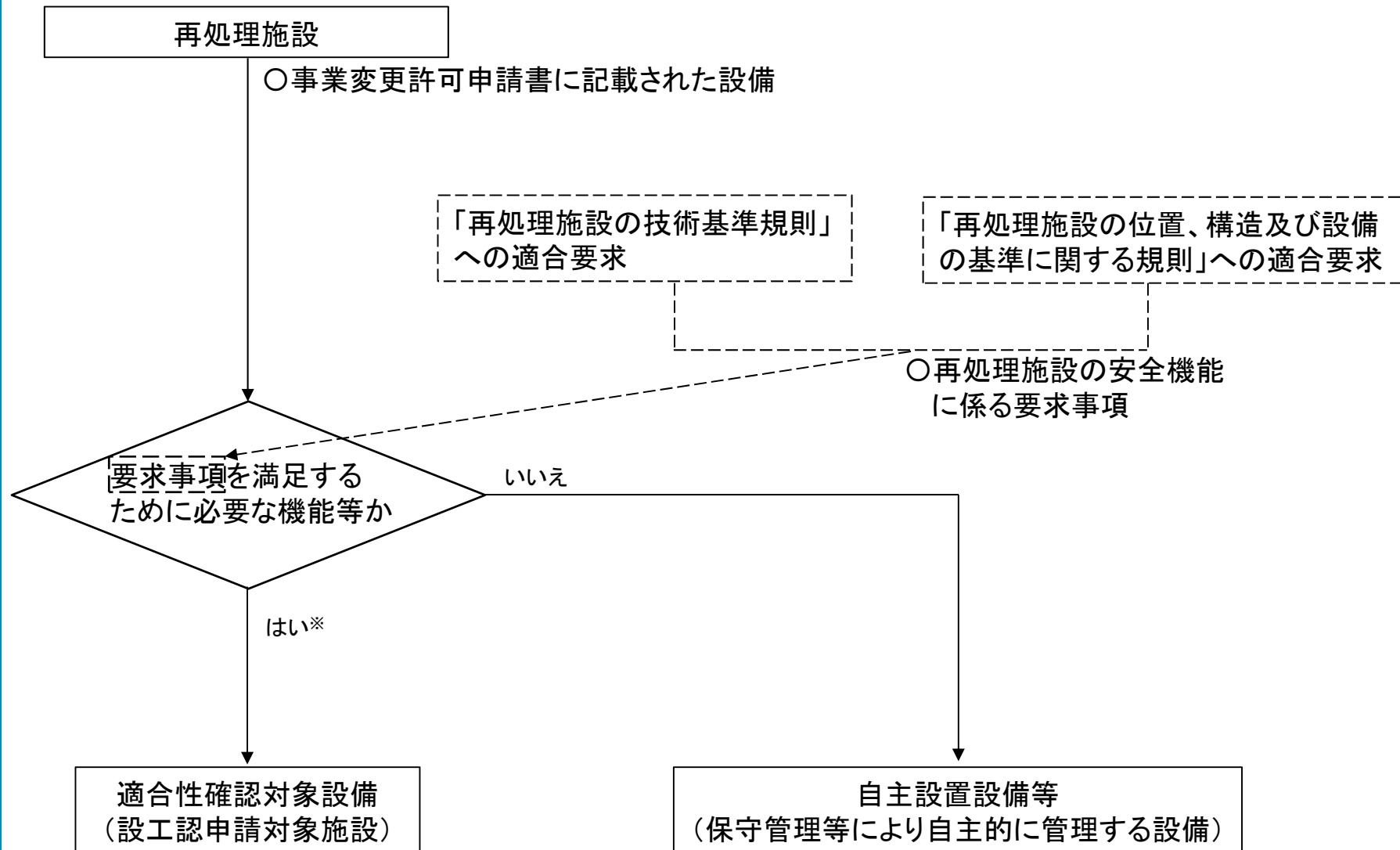
※¹: 設工認申請対象施設について、事業変更許可申請で担保した事項(耐震重要度分類、安全上重要な施設、仕様、性能等)及び技術基準の各条項の対応。

※²: ※¹に係る記載事項のうち、既認可からの変更の有無。

(1) 設工認申請対象施設の明確化

- ✓ 事業変更許可申請書で申請した再処理施設に対して、技術基準規則等への適合ための要求事項との関連付けを行い、設工認申請対象施設の漏れがないことを整理する。(整理フローをP4に示す。)
- ✓ 現在、規則の要求事項に対応する事業変更許可申請書の許可事項に対して、設工認申請対象施設と詳細設計図書レベルでの詳細な申請対象範囲の照合を実施し、漏れがないことを確認中。

2. 設工認申請対象施設の明確化について



※事業変更許可申請書本文または添付書類六に記載された機能等が該当する。

2. 設工認申請対象施設の明確化について

(2) 設工認の審査における説明方針

設工認申請対象施設は膨大であることから、設工認の審査における説明を効率的に実施するため、以下の観点から類型化を行い、代表設備で必要な事項を説明する。

- ✓ 設工認申請対象施設を機器分類で分類する。
- ✓ 評価項目ごとに評価手法、モデル等から分類する。
- ✓ 機器分類および評価項目ごとの分類を考慮して類型化を行い、代表設備を選定する。

① 機器分類

- ✓ 設工認申請対象施設を機器分類ごとに整理する。
分類の具体例) 送・排風機、搬送設備、ポンプ、容器、配管類
- ✓ 現在、事業変更許可申請書で申請した再処理施設に対して、機器分類の整理が完了。今後、(1)の整理結果の反映、機器分類の精度上げを実施する。

2. 設工認申請対象施設の明確化について

② 評価項目ごとの分類

- ✓ 設工認申請対象設備ごとに評価項目の関連を整理する。
- ✓ 評価項目ごとに施設の種類、構造（建物、容器、配管等）、評価手法により分類する。（分類のフローをP7に示す。）
- ✓ 現在、機器ごとに必要となる評価項目の整理を実施中。
- ✓ また、耐震評価、耐圧評価、溢水評価、火災評価、外部衝撃評価等の評価項目ごとの類型化の考え方を整理中。

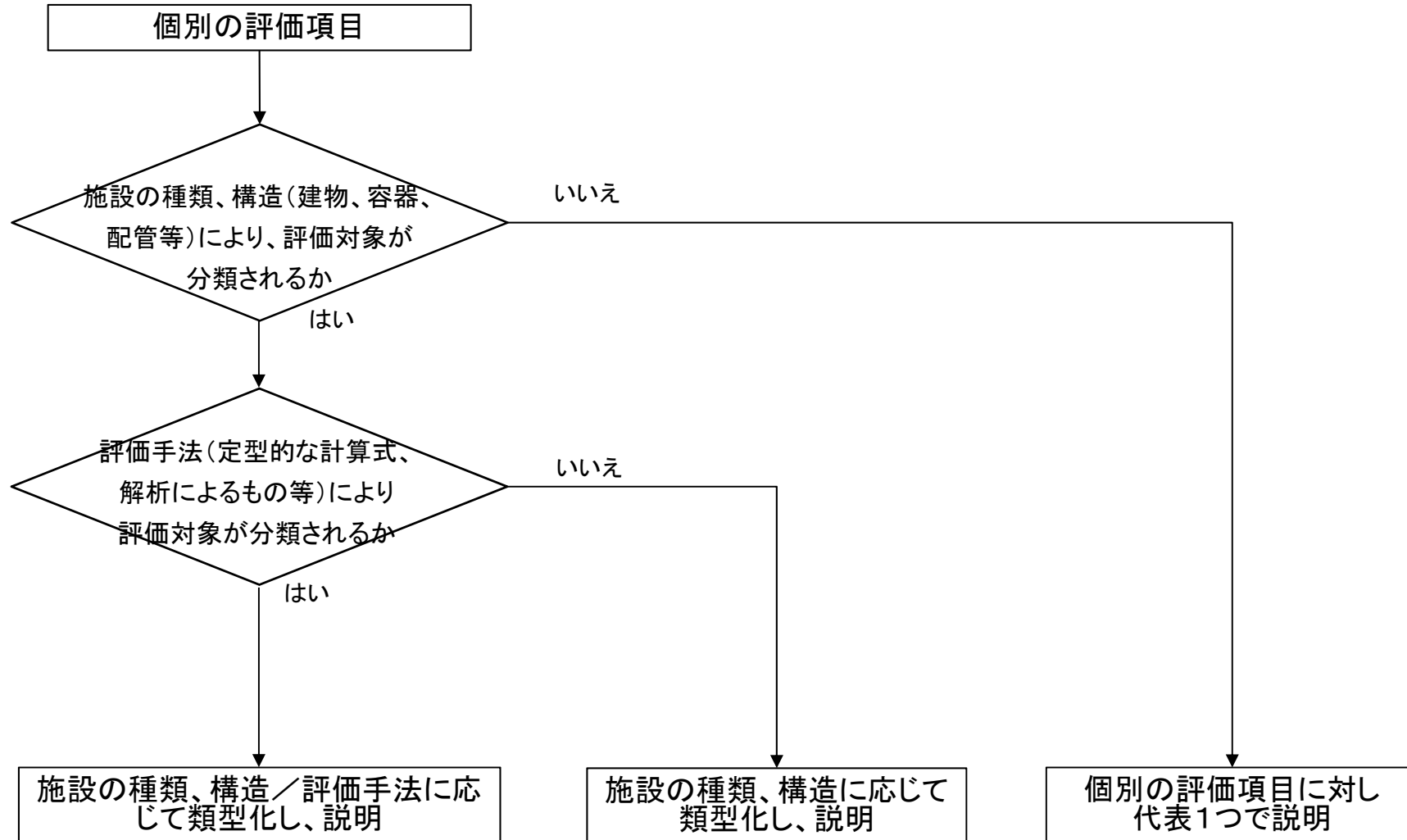
①

機器分類			機器名称	該当建屋 (使用場所)	該当建屋 (設置場所)	総数
大分類	中分類	小分類				
送・排風機		遠心式・直動型	緊急時対策建屋送風機	AZ	AZ	4
送・排風機		遠心式・直動型	緊急時対策建屋排風機	AZ	AZ	4
送・排風機		遠心式・直動型	中央制御室送風機	AG	AG	2
送・排風機		遠心式・直動型	中央制御室排風機	AG	AG	2
送・排風機		遠心式・直動型	排風機	BA	BA	2
送・排風機		遠心式・直動型	1F排風機	CA	CA	2
送・排風機		遠心式・直動型	2F排風機	CA	CA	3
送・排風機		遠心式・直動型	建屋送風機	BA	BA	2
送・排風機		遠心式・直動型	建屋排風機	BA	BA	2
送・排風機		遠心式・直動型	7-FD排風機	BA	BA	2

②

既設 / 新設	安重/ 非安重	耐震 クラス	設計基準/重大事故				17	18	19	20	21	22	23	24
			DB専用	DB/ SA兼用	SA専用 (常設)	SA専用 (可設)	(上段:再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則、下段:再処理施設の技術基準に関する規則)							
						2条		3条		5.29条		6.7.30.31条		
						4条		27条		11.35条		5.6.32.33条		17.37条
						臨界		遮蔽		火災		耐震		耐圧
						臨界評価	設備の遮蔽評価	建屋内の遮蔽評価	直接線及びスカイシャイン線による実効線量評価	区域設定(安重貯蔵機器)	火災による安全機能への影響評価	耐震評価		耐圧評価
新設	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	
新設	-	-	-	-	○	-	-	-	-	-	-	○	-	
既設	安重	S	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
既設	安重	S	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
既設	非安重	B	-	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
既設	安重	S+	-	○	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
既設	安重	S	○	-	-	-	-	-	-	○	○	○	-	
既設	非安重	C	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
既設	非安重	C	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	
既設	非安重	C	○	-	-	-	-	-	-	○	-	-	-	

2. 設工認申請対象施設の明確化について



3. 設工認申請に係る体制および作業プロセスについて



○設工認申請に係る全般的な品質管理方針※3を提示すること。

※3: 設工認申請に係る作業のプロセス及び体制。この中には設計、工事及び検査の要求事項(設工認で特定する設計方針及び仕様を含む。)に係る実施方法及び検証方法を含む。

(1) 品質管理方針の考え方

- ✓ 設工認申請に係る品質管理の方法は、事業変更許可本文九号に基づき実施する。
- ✓ 具体的には、事業変更許可申請書の要求事項を確実に設工認申請書として作成するための品質管理の方法として、「再処理施設および廃棄物管理施設の適合性確認について」を新たに定め実施する。
- ✓ そのなかでは、設計、工事等の各段階において、レビュー、検証を実施するとともに、その結果については品質保証部門において確認する体制により、設工認申請の品質管理を行う。
- ✓ 使用前事業者検査については、工事実施箇所からの独立性を確保した検査体制で実施する。

3. 設工認申請に係る体制および作業プロセスについて



(2) 設工認申請書の作業プロセス

事業変更許可及び技術基準規則の要求事項について、以下に示す作業プロセスにより、設計及び検査へ確実に反映を行う。

- ✓ 事業変更許可申請書及び技術基準規則の要求事項を踏まえ、設工認申請書で記載すべき情報を以下の通り整理する。
 - ① 基本設計方針の作成
 - ② 適合性確認対象設備の抽出
 - ③ 各基本設計方針と適合性確認対象設備に対する詳細設計情報(仕様表、添付書類(計算書等)、添付図面)の整理
 - ④ 上記①－②－③の紐づけを行い、申請書に記載すべき情報を整理
- ✓ 設工認申請書は、基本設計方針等の記載すべき内容を定めた設工認作成要領に基づいて作成することで、一定の品質を確保する。
- ✓ 使用前事業者検査は、③詳細設計情報に対して検査項目と検査方法を同じ様式の中で整理することで、基本設計方針から検査までの紐づけを行い、確実に検査へ反映する。

3. 設工認申請に係る体制および作業プロセスについて



上記、作業プロセスの対応状況は以下のとおり。

- ✓ ①基本設計方針の作成は、大部分の作成を実施済み。
- ✓ 現在、②適合性確認対象設備の抽出の作業として、技術基準規則等の要求機能について、適合性確認対象設備の具体的な対象範囲を詳細設計図書(系統図等)で色塗りすることで、対象に漏れがないかの確認作業を実施中。
- ✓ 設工認作成要領については、先行発電炉の設工認作成要領を参考に、再処理施設の特徴を踏まえて作成を一通り実施。現在、内容を精査中。

3. 設工認申請に係る体制および作業プロセスについて



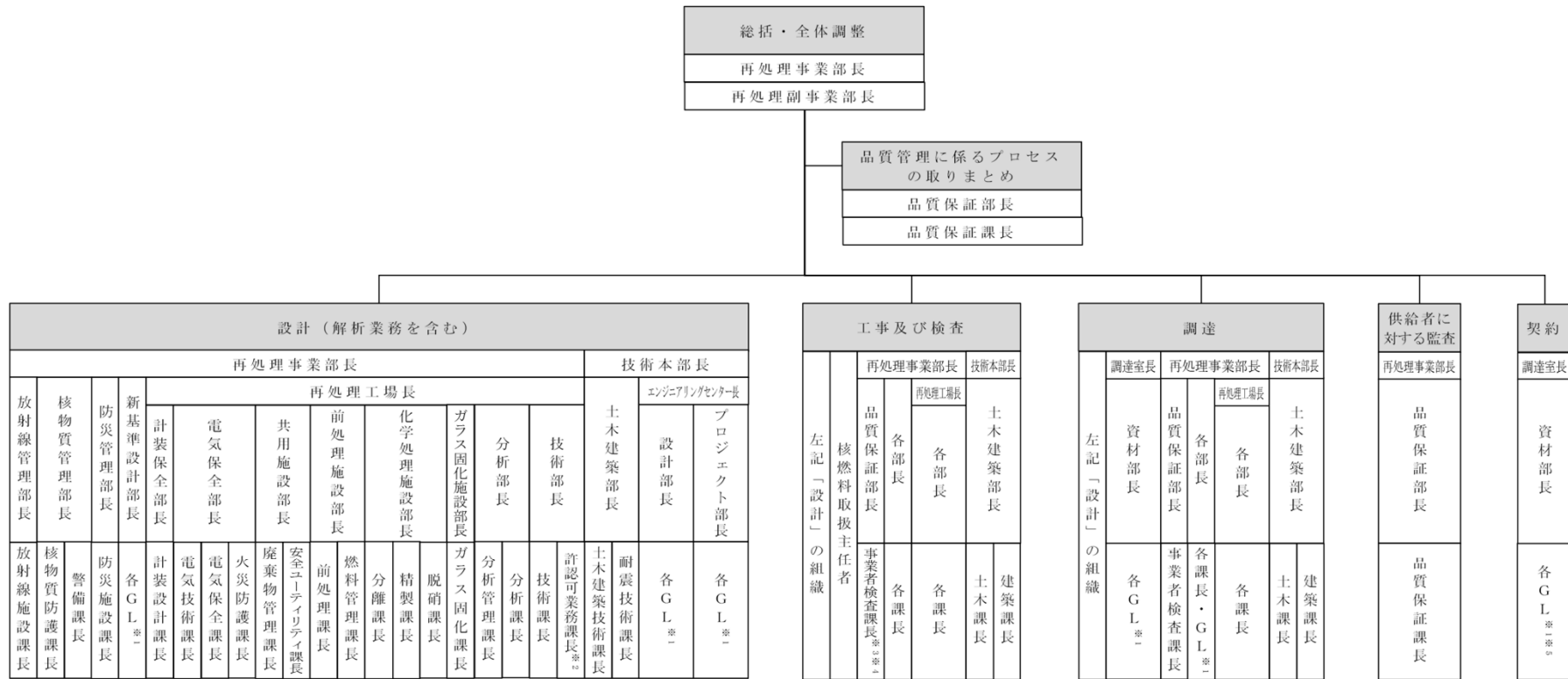
(3) 設工認申請に係る体制

- ✓ 設工認で申請する適合性確認に関する体制は、総括・全体調整を担う再処理事業部長のもと、設計(解析業務を含む)、工事及び検査、調達、供給者に対する監査、契約に係る組織を分類し、表(P12)に示す。なお、体制表に示される品質管理に係るプロセスは品質保証部長が取り纏める。
- ✓ 表(P12)は、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」の設工認に係る品質管理プロセス(設計、工事及び検査、調達等)に沿う体制とする。

3. 設工認申請に係る体制および作業プロセスについて



適合性確認に関する体制表(案)



※1:「GL」は、「グループリーダー」をいう。
 ※2:設工認申請に係る総括を主管する箇所の長
 ※3:検査に係るプロセスの取りまとめを主管する箇所の長
 ※4:容器等の主要な溶接部に係る検査を担当する箇所の長
 ※5:これ以外の箇所で行う契約においては、各課長、各GL

4. 使用前事業者検査の実施方針について

- 既設の設備機器等に係る健全性の評価等も含めた使用前事業者検査の実施方針※4を提示すること。

※4: 新規制基準要求に照らし、既に実施した検査項目及び検査方法に過不足がないことを確認する方法。この中には、健全性の評価として設備機器等の腐食や経年劣化等の要因、影響範囲、並びにその評価方法及び評価基準や、検査方法の設定として設計変更により必要となる耐圧検査等の再検査が実施できない場合の代替検査方法を含む。

(1) 使用前事業者検査の実施方針

- ✓ 設工認申請に係る作業のプロセスで、基本設計方針から使用前事業者検査項目・検査方法までの紐づけを行い、検査項目及び検査方法に過不足がないことを確認した上で、使用前事業者検査を実施するための検査要領書を作成し、確立された検査体制のもとで実施する。
- ✓ 検査要領書の作成にあたっては、先行発電炉を参考に、検査で用いる記録の有効性、実検査(実測等)ができない場合の代替検査方法の妥当性、設備の健全性確認等の方法及び評価基準等を定めた実施要領に基づいて、作成することにより、一定の品質を確保する。
- ✓ 現在、過去記録を用いて確認する対象、実検査にて確認する対象、代替検査として確認する対象の詳細な考え方等について整理中。

5. 全体計画について

- 設工認申請、工事及び使用前事業者検査について、以下の点を含む全体計画を提示すること。
- ・設工認申請については、分割申請数、申請予定時期。
 - ・使用前事業者検査については、核燃料物質等を用いる試験等の実施方針を踏まえた全体工程と各工程での検査事項。

再処理施設は設備機器等が膨大にあることを踏まえ、新規制基準に係る設工認申請は再処理規則第二条第3項※に基づき、分割して申請する計画である。

※再処理規則第二条第3項

設計及び工事の方法の全部につき一時に法第四十五条第一項の規定による認可を申請することができないときは、その理由を附し、分割して認可を申請することができる。

5. 全体計画について

(1) 分割申請の考え方

- ✓ 建物・構築物は、設備機器等の間接支持機能を有することから、建物・構築物の内部に設置する設備機器等の申請と同時または先行して申請する。
- ✓ 申請対象設備、評価項目を類型化し、代表する設備で評価方法、評価結果を説明するため、先行して申請する。
- ✓ 工事期間が長期となる設備を優先的に申請する。
- ✓ 設計進捗等を踏まえ、準備が整ったものから申請し、審査期間を可能な限り確保するようにする。

上記の考え方にに基づき、次頁のとおり分割申請計画を検討している。

5. 全体計画について

(2) 使用前事業者検査の考え方

- ✓ 設工認申請後、既設設備は、材料検査、寸法検査、耐圧・漏えい検査等の検査方法(記録確認、実測等、代替検査)を検査要領書に定め速やかに開始する。
- ✓ 新規設備、改造する設備は、工事の進捗に合わせて、適切に実施する。
- ✓ 機能・性能検査のうち、定期的な実施が社内標準に定められているものは、記録確認を基本とし、それ以外は、実検査を実施する(不可の場合は代替検査を実施)。
- ✓ 検査要領書の作成については、設工認申請準備とあわせて、過去に実施した使用前検査の経験をベースに実施要領を検討し、検査要領書を事前に準備する。
- ✓ 検査物量によっては、体制を強化(検査要領書審査、検査要員等)する。

上記の考え方に基づき、使用前検査を計画的に実施することを検討している。

5. 全体計画について

(3) 全体計画(案)



申請回	分類	申請対象設備※	2020年度		2021年度		2022年度
			下期	上期	下期	上期	
第1回	建物 洞道 屋外機器 竜巻防護設備 機器・配管	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋,前 処理建屋,分離建屋, 設計基準 再処理設備本体用安全冷 却水系冷却塔B,第2非常用 ディーゼル発電機用安全冷却水 系冷却塔A,B,北換気筒 竜巻防護ネット等 溶解設備等		工事 10月 申請 設工認 認可		使用前確認申請 使用前事業者検査	
第2回	屋外機器 竜巻防護設備 機器・配管	安全冷却水系冷却塔A,B 竜巻防護ネット等 安全冷却水系等		申請 設工認 認可	変更申請	使用前事業者検査	
第3回	建物 洞道 屋外機器 竜巻防護設備 重大事故 機器・配管	第1回以外の建屋 重大事故 再処理設備本体用安全冷 却水系冷却塔A,主排気筒,屋外 ダクト 竜巻防護ネット等 溶解設備等 燃料取出し設備等		申請 設工認 認可	変更申請	使用前事業者検査 (ガラス溶融炉性能検査、海洋放出管 切り離しに係る検査を含む)	
第4回	火災防護設備 溢水・薬品防 護設備	火災感知器、防火ダンパ等 堰,防水扉,緊急遮断弁等		申請 設工認 認可	変更申請	使用前事業者検査	使用前確認証

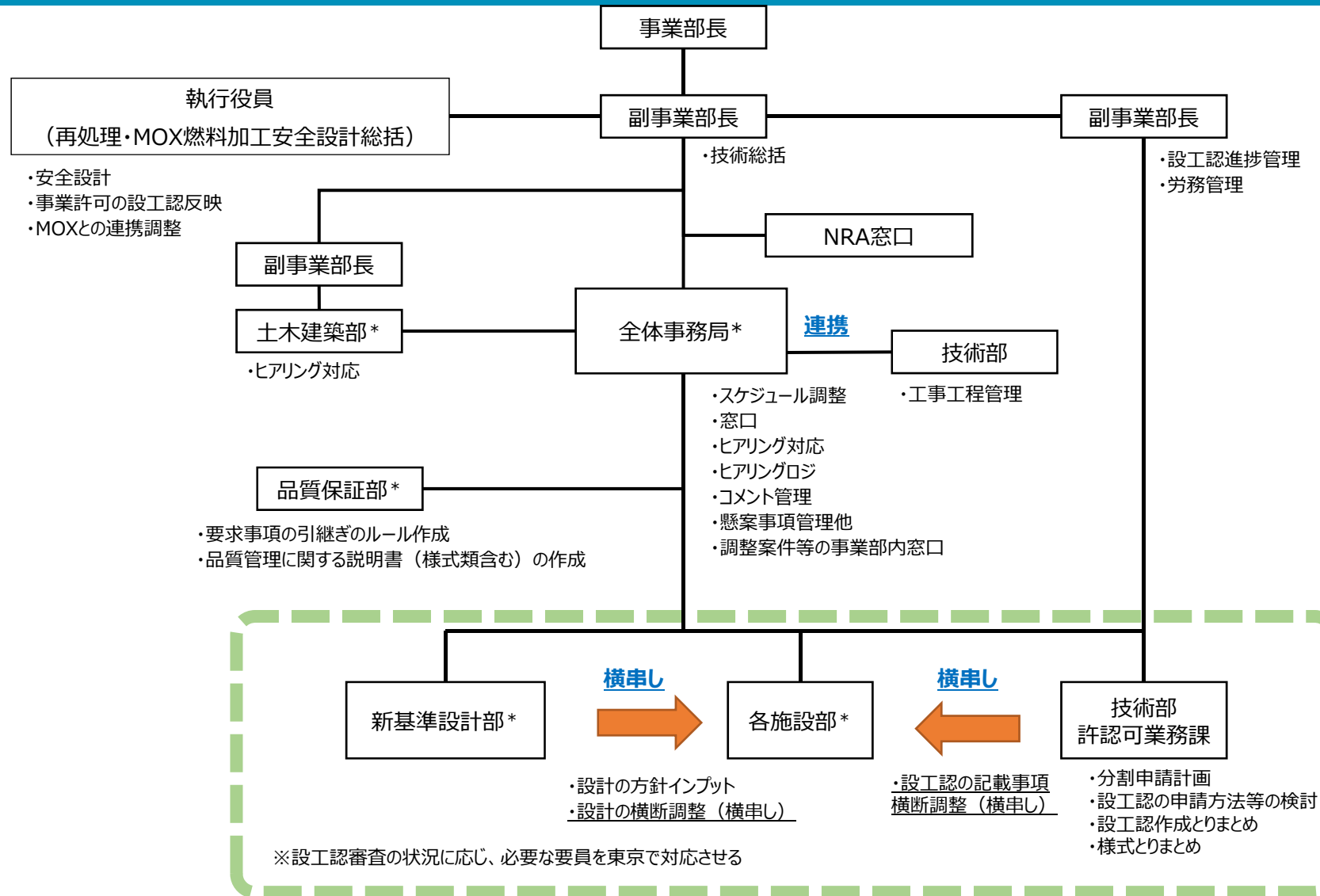
※申請対象設備は、主なものを記載している。今後、精査により変更する場合がある。

6. 設工認の審査に係る体制

(1) 設工認の審査に係る体制

- ✓ 審査を踏まえた設工認の体制は、安全審査の対応体制における問題点であった審査対応全体を俯瞰しマネジメントする機能が脆弱であったこと、また、設工認経験者の不足、規制庁とのコミュニケーションの充実を考慮し、これを強化した体制を構築する。(P19)
- ✓ 具体的には、全体を総括する副事業部長を専任するとともに、当該副事業部長の下に全体事務局を設置する。さらに全体事務局の総括は、電力支援により設工認全体を俯瞰したうえでヒアリングでの懸案事項を調整するゼネラリストを配置する。
- ✓ この全体事務局の総括の下、設工認審査時のコメント、論点を整理し、作業内容を決定するとともに、全体事務局から作成側に適切な指示および作業進捗の管理を行う。
- ✓ また、作成側の作業体制についても電力支援を受け、規制庁の折衝および審査資料作成、工認を経験したスペシャリストを配置し、作業体制の強化を行う。

6. 設工認の審査に係る体制



* : 東京事務局、品質保証部、新基準設計部および土木建築部への各電力会社からの支援を要請中。

参考

耐震評価の類型化の考え方について



日本原燃株式会社

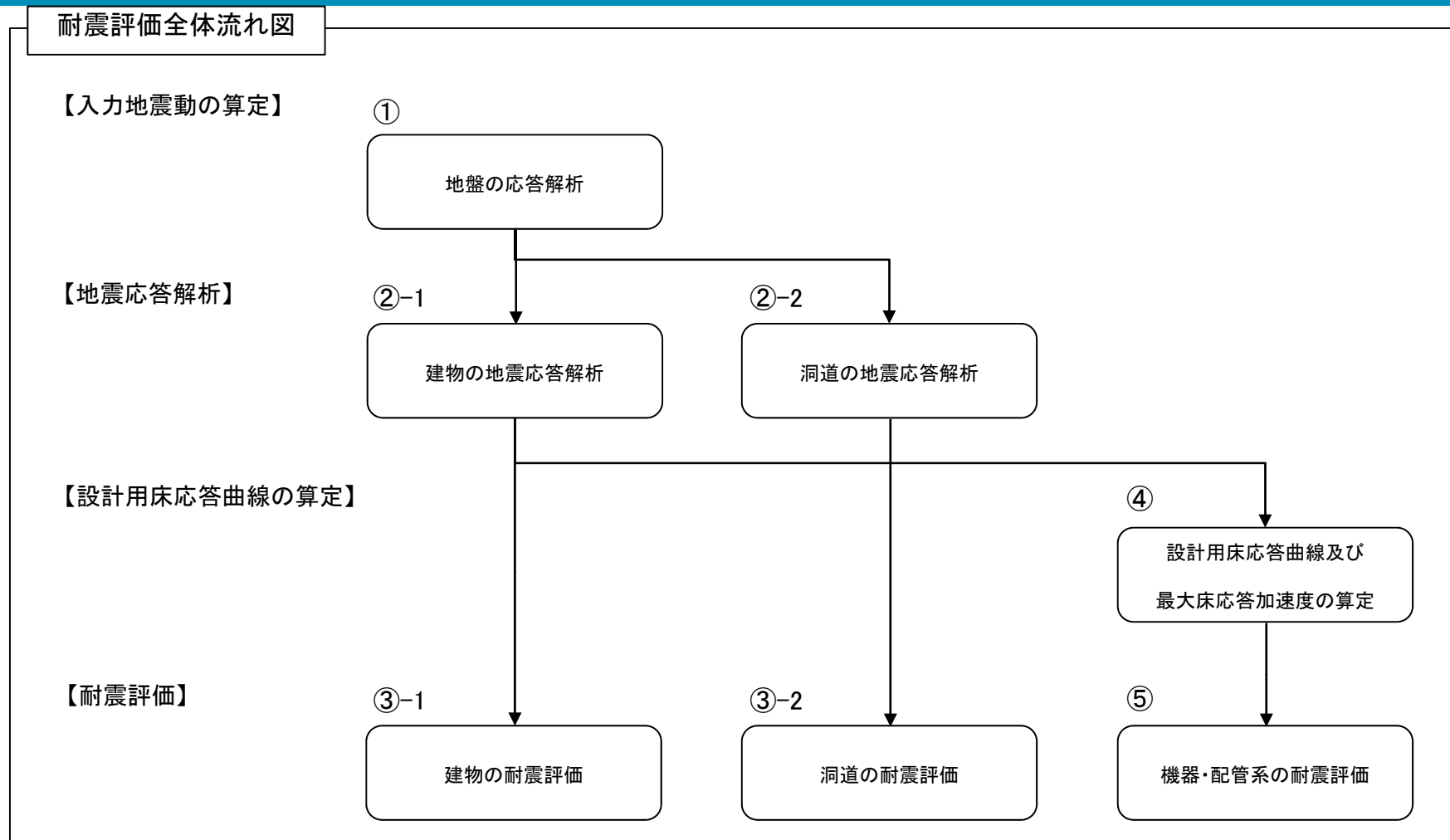
令和2年8月26日

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方



- 設工認申請書における耐震評価の類型化としては、耐震評価内容、施設の特徴を考慮した建物・構築物及び機器・配管系の類型化を行い、更に説明にあたっては施設の状態（新設、補強、既設）に応じた説明分類を行う。
- 耐震評価の類型化としては、入力地震動の算定、地震応答解析、設計用床応答曲線の算定、耐震評価まで一連の流れごとの類型化を行う。
次ページに「耐震評価全体流れ図」を示す。

耐震評価全体流れ図



建物・構築物及び機器・配管系の類型化の考え方を次ページ以降に示す。

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方(建物・構築物)



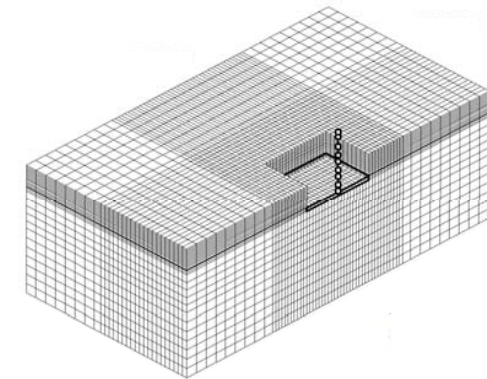
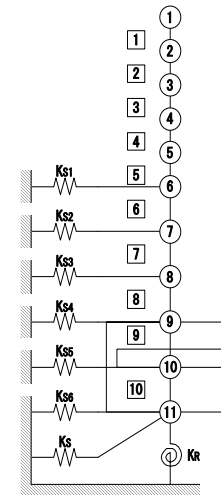
建物・構築物の耐震評価については、各評価プロセスにおける解析手法、モデル作成方針、評価手法に応じて類型化を行う。

① 地盤の応答解析

- いずれの建物・構築物についても、事業変更許可申請書に記載の地盤モデルを用い、同一の解析手法を用いる。
- 以上より、分類数は1分類となる。

②-1 建屋の地震応答解析

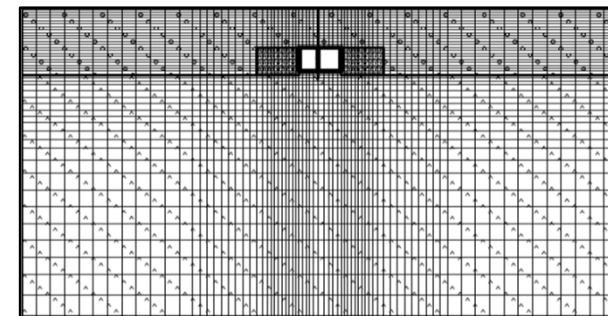
- 建屋-地盤間相互作用の考慮にあたり、解析モデルについては、地盤ばねを考慮したモデル(SRモデル)と、建屋の埋め込み効果を詳細に評価したモデル(地盤3次元モデル)の2種類がある。
- モデルごとに解析手法は同一である。
- 以上より、分類数は2分類となる。



建屋-地盤間相互作用を考慮したモデル化例
(左:SRモデル、右:地盤3次元モデル)

②-2 洞道の地震応答解析

- 洞道-地盤間相互作用を考慮できる2次元FEMモデルによる動的非線形解析を行う。
- いずれの洞道についても、モデル作成方針及び解析手法は同一であることから、分類数は1分類となる。



洞道の地震応答解析モデル化例

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方(建物・構築物)



③-1 建屋の耐震評価

- 評価部位は、セル等、貯蔵区域、プール、耐震壁、基礎版及び屋根トラスの6種類がある。
- 評価部位ごとにモデル作成方針及び評価手法は同一である。
- 以上より、分類数は6分類となる。

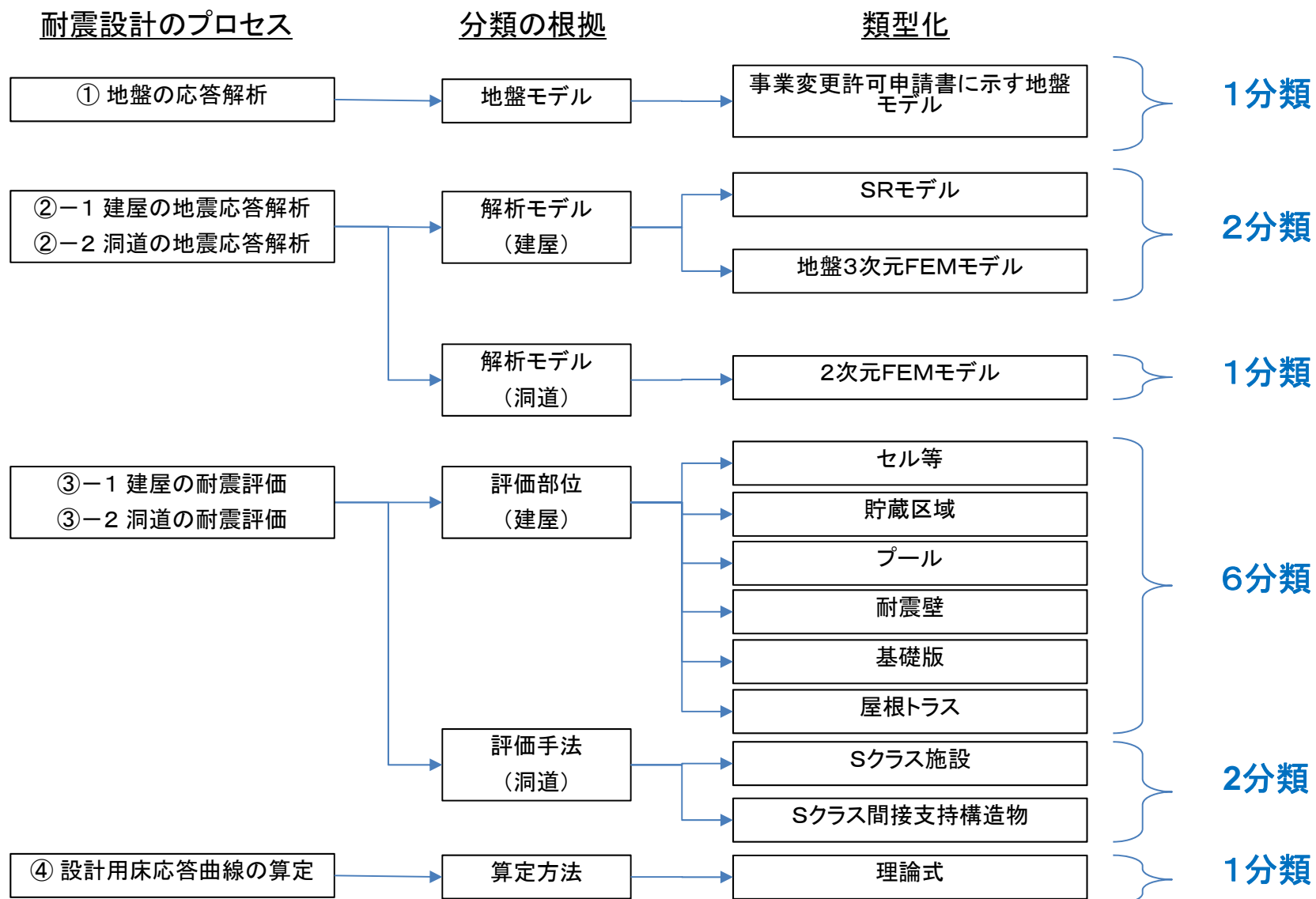
③-2 洞道の耐震評価

- 洞道の耐震評価は、Sクラス施設の耐震評価とSクラス配管等の間接支持構造物の耐震評価があることから、分類数は2分類となる。

④ 設計用床応答曲線の算定

- いずれの建物・構築物についても設計用床応答曲線の算定方法は同一であることから、分類数は1分類となる。

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方(建物・構築物)



【参考】再処理施設の評価対象設備に対する類型化体系図(建物)



○：評価対象

設計プロセス			① 地盤の応答解析	②-1 建屋の地震応答解析	③-1 建屋の耐震評価						④ 設計用床応答曲線の算定	備考	
分類の根拠			地盤モデル	解析モデル		評価部位							算定方法
事業	No.	建屋名		SRモデル	地盤3次元モデル	Sクラス施設			Sクラス間接支持		波及影響		理論式
						セル等	貯蔵区域	プール	耐震壁	基礎版	屋根トラス		
廃	1	ガラス固化体受入れ建屋	○	○	○	-	-	-	○	○	○	-	屋根鉄骨補強あり
	2	ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	屋根鉄骨補強あり
	3	ガラス固化体貯蔵建屋B棟	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	
再	4	前処理建屋	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	
	5	分離建屋	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	
	6	精製建屋	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	
	7	ハル・エンドピース貯蔵建屋	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	
	8	制御建屋	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	
	9	主排気筒管理建屋	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	
	10	ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋	○	○	○	○	-	-	○	○	-	○	
	11	ウラン・プルトニウム混合酸化物貯蔵建屋	○	○	○	-	-	-	○	○	-	○	
	12	チャンネルボックス・バーナブルポイズン処理建屋	○	○	-	○	-	-	○	○	-	○	
	13	非常用電源建屋	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	
	14	高レベル廃液ガラス固化建屋	○	○	○	○	○	-	○	○	-	○	
	15	第1ガラス固化体貯蔵建屋	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	屋根鉄骨補強あり
	16	使用済燃料受入れ・貯蔵建屋	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	
	17	使用済燃料輸送容器管理建屋 (使用済燃料収納使用済燃料輸送容器保管庫)	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	
	18	使用済燃料輸送容器管理建屋 (トレーラエリア)	○	○	-	-	-	-	○	○	○	-	
	19	緊急時対策建屋	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	新規増設
	20	第1保管庫・貯水所	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	新規増設
	21	第2保管庫・貯水所	○	○	-	-	-	-	○	○	-	○	新規増設
○：評価対象数			21	21	11	8	4	2	21	21	8	18	

1分類

2分類

6分類

1分類

【参考】再処理施設の評価対象設備に対する類型化体系図(洞道)



○ : 評価対象

設計プロセス			① 地盤の応答解析	②-2 洞道の地震応答解析	③-2 洞道の耐震評価		④ 設計用床応答曲線の算定	備考
分類の根拠			地盤モデル	解析モデル	評価手法		算定方法	
事業	No.	洞道名			Sクラス施設	Sクラス間接支持	理論式	
再	1	TY81	○	○		○	○	
	2	TY82	○	○		○	○	
	3	TY83	○	○		○	○	
	4	TX40S	○	○		○	○	
	5	TX51	○	○		○	○	
	6	TX60	○	○		○	○	
	7	TX70	○	○		○	○	
	8	TY10E	○	○		○	○	
	9	TY20	○	○		○	○	
	10	TY25	○	○		○	○	
	12	AT02N	○	○		○	○	
	13	AT05	○	○		○	○	
	14	AT04	○	○		○	○	
	11	AT06	○	○	○	○	○	
	15	AT52	○	○		○	○	
○ : 評価対象数			15	15	1	15	15	

1分類

1分類

2分類

1分類

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方(機器・配管系)



⑤機器・配管系の耐震評価に係る類型化方法について

- 機器・配管系類型化については、評価手法及び設備形状に着目した類型化を行う。
 - ✓ 評価手法による類型化
 - 評価手法による類型化として、機器については1質点系又は2質点系モデルによるJEAGを基に作成した定型式による評価(以下「定型式による評価」という。)と計算機プログラムによる評価となり、配管系は、標準支持間隔による評価と多質点系はりモデルによる計算機プログラムを用いた評価となる。
 - したがって、機器・配管系ともそれぞれ2分類、合計4分類の類型となる。
 - ✓ 設備の形状による類型化
 - 設備の形状による類型化として、機器については固定式と移動式に分類した上で、固定式のものは床支持、壁支持、床・壁に複数の固定点を持つ躯体直接固定の3つに分類できる。
 - 移動式のものについては、形状が複雑であり、また荷重状態をパラメータとする場合、移動方向に拘束しない場合等の評価が含まれるため、固定式とは別となる。

1. 評価手法・設備形状による類型化の考え方(機器・配管系)



- さらに、機器形状を踏まえた分類としては、機器形状ごとの評価内容に応じた分類が可能であり、評価内容としては定型式による評価として、機器の評価モデル、床、壁との取合点である拘束条件、それに伴う評価式ごとの分類となる。
 - 本分類数としては35分類となり、これを類似設備に類型化を行うことで19分類の類型化となる。
- ✓ 配管系については、2分類の評価手法に対し、それぞれの配管系の評価モデル、床、壁との取合点である拘束条件、それに伴う評価式ごとの分類となっているため、分類数としては2分類となる。

再処理施設の評価対象設備に対する類型化体系図(機器・配管系)

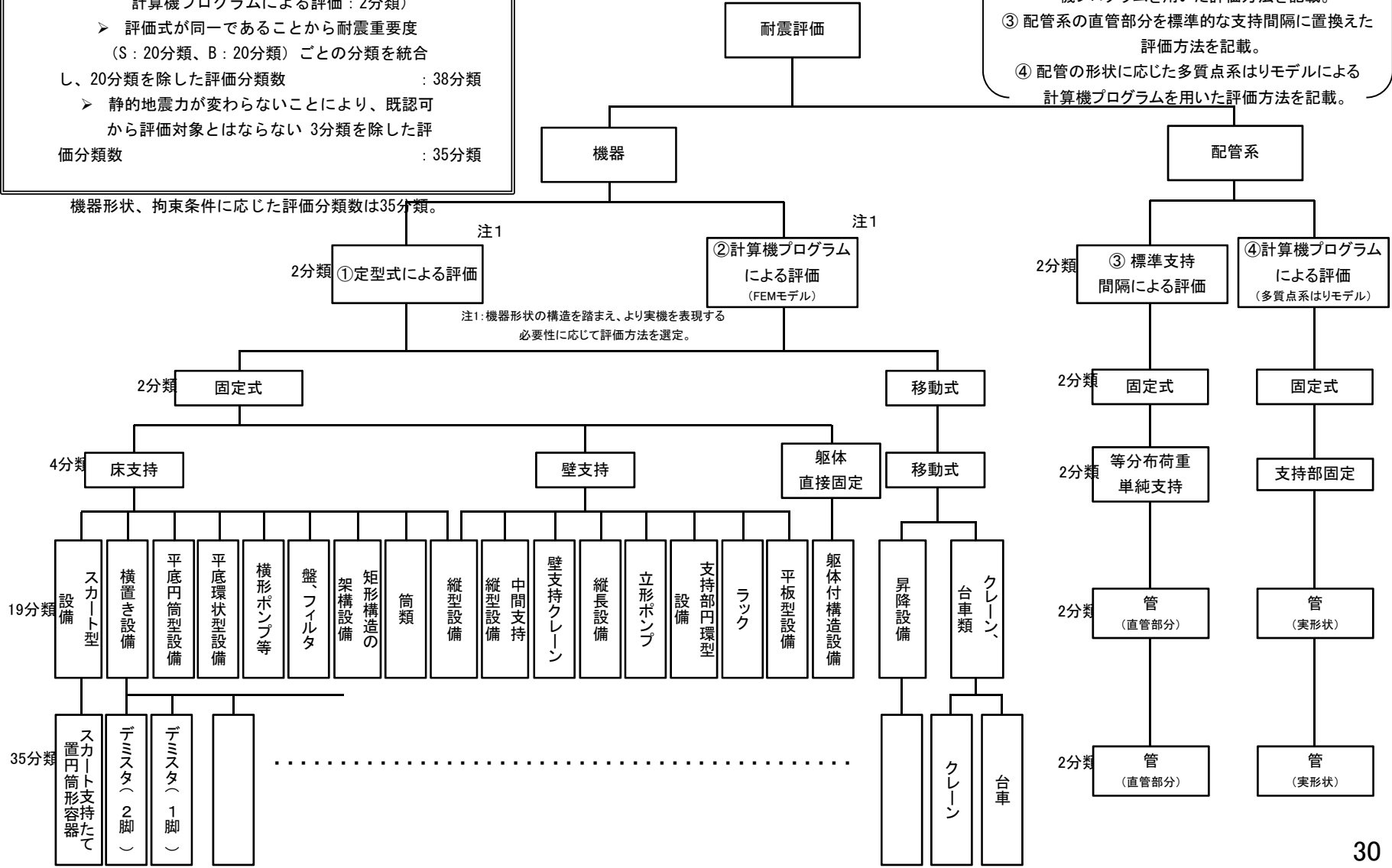


【機器の評価分類】

> 既認可時における評価分類数 : 58分類
 (定型式による評価: 56分類、
 計算機プログラムによる評価: 2分類)
 > 評価式が同一であることから耐震重要度
 (S: 20分類、B: 20分類) ごとの分類を統合
 し、20分類を除いた評価分類数 : 38分類
 > 静的地震力が変わらないことにより、既認可
 から評価対象とはならない 3分類を除いた評
 価分類数 : 35分類

機器形状、拘束条件に応じた評価分類数は35分類。

- ① 定型式による評価方法を記載。
- ② 機器の振動特性に応じたFEMモデルによる計算機プログラムを用いた評価方法を記載。
- ③ 配管系の直管部分を標準的な支持間隔に置換えた評価方法を記載。
- ④ 配管の形状に応じた多質点系はりモデルによる計算機プログラムを用いた評価方法を記載。



2. 施設の状態(新設、補強、既設)に応じた説明分類



- 前項までによる評価手法・設備形状による類型化に対する、施設の状態(新設、補強、既設)に応じた説明分類としては、5分類となる。
- ① 新規評価モデルによる評価設備(新設設備)
 - 既認可実績の無い新設設備のうち、評価モデル及び計算式共に既認可実績が無い計算機プログラムによる評価を行う設備。
 - ② 既認可同一評価手法による評価設備(新設設備)
 - 既認可実績の無い新設設備のうち、既認可基本方針内に計算式等が示されており、既認可時と同一の計算式等を適用している評価を行う設備。
 - ③ 評価モデルを変更した設備(補強設備)
 - 既認可実績に対して、評価モデル及び計算式の一部を変更した評価を行う設備。
 - ④ 評価条件を変更した設備(既設設備)
 - 既認可実績に対して、既認可時と同一の計算式等を適用しているが、評価条件を変更した設備。
 - ⑤ 既認可同一評価手法による評価設備(既設設備)
 - 既認可実績に対して、入力地震動以外は変更がない設備。

施設の状態(新設、補強、既設)に応じた説明分類

